

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により山形県知事、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から平成30年8月21日及び同年9月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年11月27日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
最上総合支庁産業経済部	前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	毎月1回（職員会議：第3火曜日）、産地研究室長及び開発研究専門員が財務システムにより、支出何起案済で未払いのデータ等を確認するとともに、農林大学校総務課（産地研究室の事務を兼務）でも同様に毎月1回の打合せ時に確認する二重チェック体制とし、またそのような案件があった場合は、庶務担当者に速やかに手続きを行うよう指導することとした。
村山総合支庁総務企画部	収入の調定が適切でないものがある。	収入調定が必要な案件と該当年度を一覧化した。また、その一覧を担当内で共有し、収入調定の遅延や漏れを防止している。
村山総合支庁産業経済部	工事施工管理が適切でないものがある。	工事費が少額であり、完成検査復命書の作成が省略できるものであっても、特別な理由により実地において検査できない場合を除き、現地検査が必要であることを部内職員に対し周知徹底した。 また、設計書に添付する「設計書チェックシート」に「現地検査の実施」の欄を追加して確実に現地検査を行うよう徹底を図っている。
村山総合支庁建設部	前年度会計の監査において注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	県土整備部で作成している統一の「設計書チェックリスト」を活用し、複数人でのチェックを行い、審査体制の強化を図る。 また、特に誤りの多い積算システムの入力部分の情報について、整理・共有し、審査の重点化を図る。 加えて、入力事務ミスを受けて県土整備部において積算システムの改修作業が予定されていることから、これに合わせて改修要望を行っていく。

庄内総合支庁産業 経済部	補助金等の交付事務が 適切でないものがある。	<p>補助金交付事務の執行に当たっては、補助金に係る「事務執行チェックシート」を事務担当者と業務管理者が共有化するとともに、執行状況について、月1回程度、業務総括者、所属長が事務の進行状況を確認していくこととする。</p> <p>また、災害査定を受けた段階では、その後の事務執行が未定である補助金の場合、判明した段階で後段の予定を埋めていくことを徹底する。</p> <p>是正改善を要すると認められた事項については、指摘を受けた所属に限らず、部内の各所属へ周知し、所属職員に注意を喚起することで再発防止に努める。</p>
最上電気水道事務 所	契約事務が適切でない ものがある。	<p>契約事務の執行に当たっては、支出予定金額について、複数職員で確認を徹底することにより、内部牽制が有効に機能するよう改善を図った。</p>
河北病院	前年度会計の監査にお いて指摘した事項につ いて、改善の効果が不 十分なため、同様の不 適切な事務処理がある。	<p>職員のスキル向上の観点から、これまでの指摘・注意事項の原因と対応事例等を、より具体的にまとめた担当職員向けの事例集を作成し、活用していく。</p> <p>また、各種手当等の届出・処理の漏れを防止するため、職員の現状を届け出る様式を新たに作成し、年度当初においては新規採用者及び異動者からの提出を必須とする。</p>
こころの医療セン ター	執行管理体制が適切で ないものがある。	<p>休暇等を取得した職員の勤勉手当期間率の算定に当たっては、これまでの主担当者と点検担当者の体制を改め、両担当者がそれぞれ算定し、算定結果に誤りがないか確認する。</p>